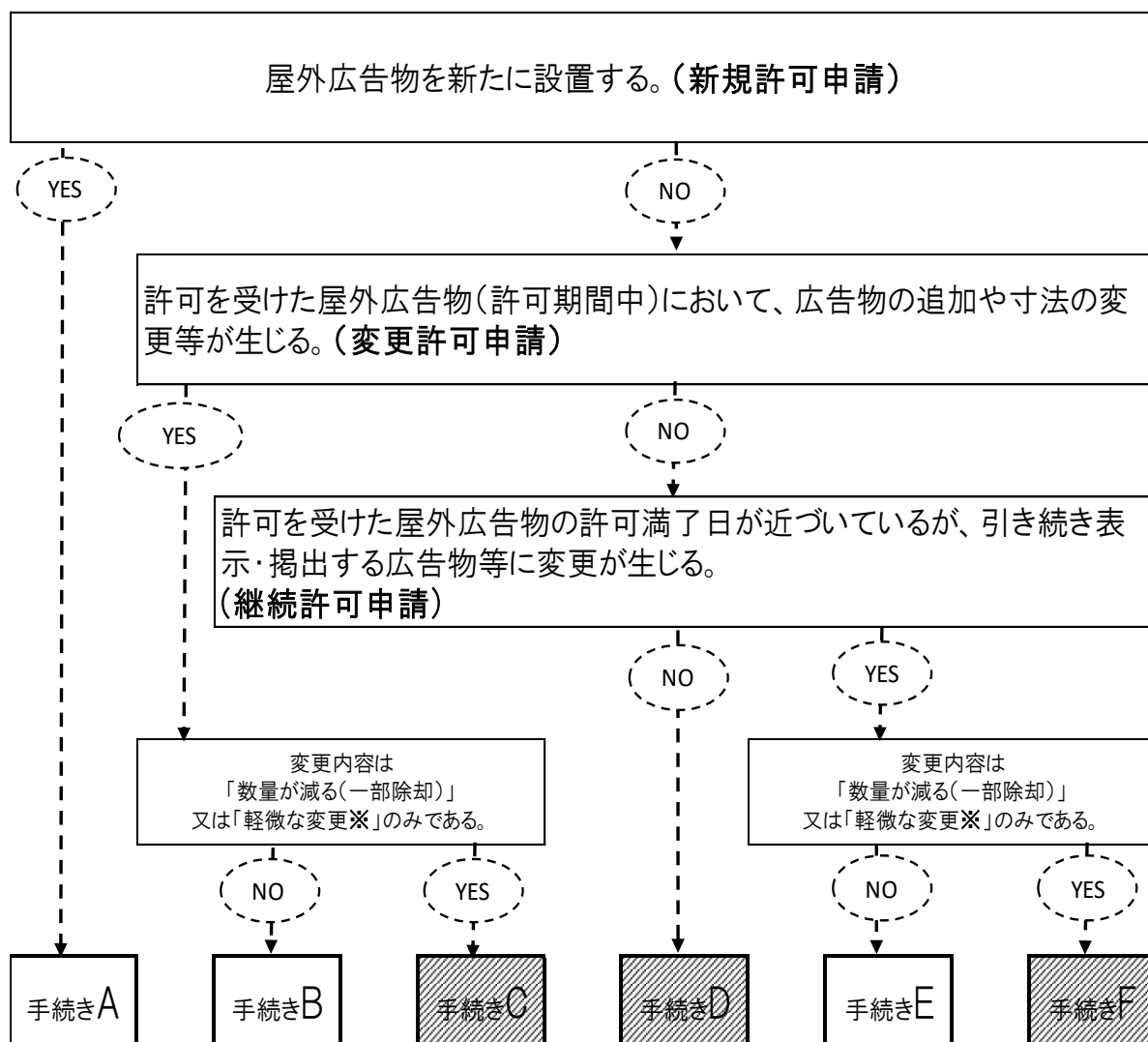


屋外広告物許可申請手続き・添付書類について

豊中市では、屋外広告物許可申請手続きにおいて、継続許可申請等の一部の手続きについて、事前協議及び添付書類を省略しています。手続きと添付書類については、以下の「手続き種別確認フロー」及び裏面の「各手続きにおける添付書類一覧表」をご覧ください。

■ 手続き種別確認フロー



の手続きは事前協議が不要です。各手続きに必要な添付書類については裏面をご覧ください。

※軽微な変更とは、以下例のように助言・指導を不要とする変更で内容により判断しますので、該当するかどうかは手続き前に市へご相談ください。

(例: 料金表示・営業時間など数字のみの変更・企業ロゴマークの変更など)

裏面へ

■各手続きにおける添付書類一覧表

申請書の様式は市ホームページよりダウンロードしてください。

添付書類		手続き種別					
		A	B	C	D	E	F
		新規許可	変更許可		継続許可		
事前協議	事前協議書(様式第2号)	○	○	事前協議なし	事前協議なし	○	事前協議なし
	付近見取り図	○	○			○	
	配置図(立面図)	○	○			○	
	現況カラー写真	○	○			○	
	意匠図	○	☆			☆	
	景観配慮指針チェックリスト	△	△			△	
許可申請	屋外広告物許可申請書(様式第3号)	○	—	—	○	○	○
	屋外広告物変更許可申請書(様式第7号)	—	○	○	—	—	—
	付近見取り図	—	—	○	○	—	○
	配置図(立面図)	—	—	○	○	—	○
	現況写真	—	—	○	○	—	○
	景観配慮指針チェックリスト	—	—	△	—	—	△
	意匠図	—	—	☆	—	—	☆
	構造図	○	☆	☆	—	☆	☆
	承諾書	△	△	△	△	△	△
	屋外広告物自主点検結果報告書(様式第6号) ※点検者の資格証明書の写しも添付必要	—	—	—	△	△	△
	道路占用許可書の写し	△	△	△	△	△	△
(注1) △は必要に応じて添付が必要な書類。以下参照 [景観配慮指針チェックリスト] 豊中市都市景観条例第18条第2項各号で定める一定規模以上の場合、添付要 [承諾書] 広告物の設置場所が申請者以外の所有又は管理に属する場合、添付要 [屋外広告物自主点検結果報告書] 広告物の高さが4mを越える場合、添付要 [道路占用許可書の写し] 突き出し広告物等の設置場所が道路等の上空を占用する場合、添付要 (注2) ☆は変更が生じる部分のみの添付で可							